

第 23 回 テレコム社会科学学生賞 応募論文

多元主体機構における紛争構造の分析
～情報社会の主体間主導権争い～

所属：慶應義塾大学 総合政策学部 4 年（2007 年 9 月卒業）

氏名：森 裕介

多元主体機構における紛争構造の分析 ～情報社会の主体間主導権争い～

慶應義塾大学 総合政策学部 4年

森 裕介

要旨

インターネットは誰のものなのか？ 誰がどんな規則でサイバースペースを統治するのか？ 2003年と2005年に開催された国連サミット「世界情報社会サミット(W SIS: World Summit on the Information Society)」をめぐって交わされた議論は、このような情報社会の「決め方を決める」戦いといえる。

本稿の目的は、行政区分にとらわれず、かつ解決に高度な専門性を要する課題を扱う「多元主体 (multi-stakeholder) 機構」において、各主体がいかに効率よく合意形成できるか研究することである。政府機関以外の主体が多く関わる「多元主体」の課題解決・調整機構は増加しつつあり、今後も減る見込みはない。ところが各課題の検討以前に、その体制自体をめぐる紛争と調整が頻発している。特に情報通信技術に端を発する課題において、その現象は顕著である。

そこで本稿では、「多元主体機構」の代表として、世界情報社会サミットにおける紛争構造を分析した。その結果、調整機構としての政府間組織が、市民社会組織の台頭に抵抗している構造が明らかになった。W SISを開催したという事実そのものが、「政府」が旧来の「インターネットコミュニティ」に仕掛けた攻勢だったのである。

第2回 W SIS 本会合 (チュニジア) での現地調査、W SIS 開催を主導した、当時の国際電気通信連合事務総長への聞き取り調査、「通信の五輪」とも称される ITU TELECOM WORLD 2006 (香港) での企業関係者らに向けた聞き取り調査など、豊富な一次資料から多元主体機構における紛争の構造を読み解く。

1	問題の背景と研究の目的	4
2	分析の枠組み	5
2-1	語句の定義.....	5
2-2	先行研究.....	7
2-3	リサーチクエスチョンと仮説.....	7
2-4	分析手法.....	12
3	ドメイン名管理問題とインターネットガバナンス	14
3-1	ドメイン名管理問題の影響.....	14
3-2	ジョン・ポステルの時代.....	14
3-3	ICANN 設立と DNS 管理企業の苦悩.....	15
3-4	国連の登場.....	17
4	WSIS における多元主体の実際と議論の経緯	18
4-1	WSIS における議論の経緯.....	18
4-2	国連の変容.....	18
4-3	WSIS の体制に関する特記事項.....	19
4-4	2つのフォローアップの仕組み.....	20
4-5	復権への道筋を整える ITU.....	20
5	ITU にとっての WSIS 開催意義	22
5-1	内海事務総局長（当時）への聞き取り調査.....	22
5-2	聞き取り調査分析.....	24
5-3	ITU の対他国際機関論理.....	24
6	産業界にとっての既存の調整機構と多元主体機構の利用意義	26
6-1	ITU 主催展示会の利用意義.....	26
6-2	産業界からみた多元主体機構.....	26
7	結論	27
	参考文献	29

1 問題の背景と研究の目的

通信と移動の手段が高度化するにつれ、政府と政府、企業と企業、個人と個人、というような対称な関係だけでは解決できない課題が増えていく。最も新しい世界の通信基盤、インターネットはもともと顔見知り同士のネットワークであった¹。その構成員たちは機能主義的なコミュニティを形成していたともいえる。問題が起きても、関係者全員で解決できるような共通認識が成立していた。しかしインターネットが全世界へ拡大していくにつれて、実世界と同様の問題が起きてきた。サイバースペースとリアルワールドが交錯するようになったからである。問題はインフラからコンテンツまで多くのレイヤーに分けることができ²、それぞれ論点も管理の方法も全く異なる。

だが、いずれの論点も、問題の解決には高度な専門性と、行政区分にとらわれない「非対称」な主体間の合意形成を要することは共通している。情報技術に限らず、地球環境や公衆衛生に端を発するような問題群も、このような特徴を同様に有している。しかも、これら問題群の解決に求められる「専門性」を政府機関が有していない場合が多い。政府機関以外の主体が多く関わる「多元主体 (multi-stakeholder) 機構」の課題解決・調整機構が増加しており、今後も減る見込みはない³のはそのためだ。ところが、それら多元主体機構においては、各課題の検討以前に、その体制自体をめぐる紛争と調整が頻発している。特に情報通信技術に端を発する課題において、その現象は顕著である。本稿の目的は、行政区分にとらわれず、かつ解決に高度な専門性を要する課題を扱う「多元主体機構」において各主体が、いかに効率よく合意形成できるか研究することである。そこで本稿では、「多元主体機構」の代表として、国連サミット「世界情報社会サミット (WSIS: World Summit on the Information Society)」の内部紛争構造を分析する。これが大規模な「体制自体をめぐる紛争」の最も激しい事例のひとつだからである。

¹ Milton L. Mueller, *Ruling the Root: Internet Governance and the Taming of Cyberspace*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2002. 原田泉、土屋大洋編著 (C&C 振興財団監修) 『デジタル・ツナガリー拡大するネットコミュニティの光と影』NTT 出版、2004 年等。

² インフラの整備、IP アドレスやドメイン名 (サイバースペースにおける「住所と番地」) に相当する技術基盤) などの論理的な構造の管理、インターネットを利用した活動の規制、「有害情報」や知的財産権のようなコンテンツに関する問題への対応、また多言語化や犯罪・安全対策などが代表的。これらの項目はすべて、国連サミット準備会合の場で検討されるべき課題として挙げられたもののうちの一部である。Internet Governance Task Force Japan 幹事会における総務省担当官の報告、2005 年 2 月 2 日、於社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター、神田。

³ 近藤勝則「公共政策の決定過程における Civil Society の役割」菅谷実・金山智子編『ネット時代の社会関係資本形成と市民意識』慶應義塾大学出版会、2007 年、157 頁。

2 分析の枠組み

2-1 語句の定義

本稿における重要な語句のうち、論の前提となっているものの定義を、以下にまとめて列挙する。

多元主体 (multi-stakeholder) = WSIS の各最終文書が定義する 4 つの主体。政府 (Government)、政府間組織 (Governmental Organization)、民間部門 (Private Sector)、市民社会 (Civil Society)。政府間組織は国連などの調整機構を指すことも、欧州連合などの共同体機構を指すこともある。民間部門は主に企業を指し、市民社会は、それ以外の 3 主体に代表されないユーザや技術者を代表する。

市民社会 (Civil Society) = 本稿では WSIS での用法に従い、非営利の非政府組織全般を市民社会 (Civil Society) と表記する。なお、非政府組織 (NGO: Non Governmental Organization) という単語を使用する場合は、国際連合憲章 71 条⁴で規定されている経済社会理事会への参加資格を持った民間組織、という意味で用いる。

情報通信 = 情報を流通させる仕組みの総称。情報通信を担保するのが情報通信技術 (ICT: Information Communication Technology) である。「電気通信」は「電話」を意味する語句であるから、情報通信のうちの一項目として扱う。平成 13 年度からの総務省発行『情報通信白書』(従前の郵政省発行『通信白書』)において、毎年「情報通信産業」が定義されており、本稿における情報通信の定義も当該白書より援用する。

情報社会 = いつでも、どこでも、誰でも、何でも情報通信技術によって相互接続され得る社会環境。

サイバースペース = Internet Protocol などの情報通信技術によって形成される仮想空間。

⁴ 条文は以下の通り。"The Economic and Social Council may make suitable arrangements for consultation with non-governmental organizations which are concerned with matters within its competence. Such arrangements may be made with international organizations and, where appropriate, with national organizations after consultation with the Member of the United Nations concerned."

インターネットガバナンス＝「インターネットの展開と利用を形作る、共有化された原則、標準、規則、意思決定手続き、プログラムを、政府、民間部門、市民社会がそれぞれの役割において、開発し適用すること⁵」。これは第2回 WSIS 本会合に向けた準備機構のひとつ、インターネットガバナンス作業部会（WGIG: Working Group on Internet Governance）の最終報告書における定義であり、本稿ではこの定義に沿って論を進める。狭義にはドメイン名システム（DNS: Domain Name and Addressing System）の在り方など、インターネット運用における基本識別子の資源管理方法を指す場合もある。本稿内で狭義の用法をする場合は、特に注釈をつける。

インターネットコミュニティ＝インターネットガバナンスを担う組織、個人の総称。「インターネットユーザ」がすなわち「インターネットコミュニティ」ではない。この語にも様々な定義がされているが、本稿では土屋大洋の定義を利用する。土屋による当該語句の説明を以下に引用する⁶。

インターネットにおいては中心で管理する組織が存在しないが、中心的な役割を果たす複数の組織がある。しかし、どれも支配的な役割を担うことができず、「自律・分散・協調」的に運営されている。そうした組織としては、ISOC (Internet Society)、IETF (Internet Engineering Task Force)、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)、W3C (World Wide Web Consortium) などがある。

（中略）

また、既存の外部の組織もインターネット・ガバナンスに関わるようになってきている。たとえば、電話を中心とした電気通信を管轄している国連の専門機関、国際電気通信連合（ITU: International Telecommunications Union）や、WIPO (World Intellectual Property Organization)、WTO (World Trade Organization)、それに無線技術の標準化などでは IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) なども関わるようになってきている。

こうしたさまざまな組織、そしてそれに参加している個人を総称して「インターネット・コミュニティ」と呼んでいる。無論、インターネッ

⁵ 原文は“Internet governance is the development and application by governments, the private sector, and civil society, in their respective roles, of shared principles, norms, rules, decision making procedures, and programs that shape the evolution and use of the Internet.” *Report of the WGIG, June 2005.*

⁶ 土屋大洋「インターネット・コミュニティの変容—社会関係資本と創造性資本による検証」菅谷実・金山智子編『ネット時代の社会関係資本形成と市民意識』慶應義塾大学出版会、2007年、140–141頁。

ト・コミュニティは、上記のような形態であるから、メンバーシップのはっきりとしたコミュニティではない。誰もが参加できる代わりに、誰か特定の人が特殊な権限を持っているわけではない。

ただし、土屋の言う「既存の外部の組織」がインターネットガバナンスに係ってきているのは主に WSIS 周辺以降のことであり、このことがまさに本稿の主題であるため、WSIS 以前の伝統的な「インターネットコミュニティ」は「旧来のインターネットコミュニティ」と表現する。WSIS は、インターネットガバナンスを誰が、どのように、どのような権限の下に実施するかをめぐって紛糾したと言うのが、本稿の主張だからだ。

2-2 リサーチクエスチョン

本稿におけるリサーチクエスチョンは、「世界情報社会サミット (WSIS: World Summit on the Information Society) はなぜ開催されたのか」に設定する。体制をめぐる紛争の分析を行うには、「事の起こり」を見るのが一番だ。そこで本稿では WSIS が、どのような主体の、どのような意向と行動によって開催に至ったかを分析していく。

WSIS は 2003 年と 2005 年にスイスのジュネーブとチュニジアのチュニスでそれぞれ開かれた国連サミットである。WSIS は元来、情報化の恩恵を受けられる人々とそうでない人々の格差、すなわちデジタルデバインド (Digital Divide) を懸念して国際連合が開催を謳った会合である。それが、結果的に情報技術に端を発する政治的課題と、その「決め方」をめぐる問題が首脳レベルで噴出する場となった。セルフガバナンスを通してきたサイバースペースに、いやおうなく「一般市民」が影響を受ける時代が到来し、実世界の思考が持ち込まれたのだ。

WSIS での議論を契機として、インターネットガバナンスという単語が「サイバースペースでいかに秩序形成を行うか」という意味で公人のコメントなどでも使われるようになった⁷。政府、企業、市民社会という非対称な主体同士が、同一の主題を通して対等に問題解決と協力を行う場を形成したのである。

2-3 先行研究

本稿と似たような問題意識に立ち、多元主体機構について言及している研究には以下のようなものがある。(掲載は著者五十音、アルファベット順)

- [1] 秋道智弥『コモンズの人類学—文化・歴史・生態』人文書院、2004年。

⁷ 会津泉『インターネットガバナンス』NTT出版、2004年。

- [2] 足立研幾『オタワプロセス：対人地雷禁止レジームの形成』有信堂高文社、2004年。
- [3] 池島大策『南極条約体制と国際法—領土、資源、環境をめぐる利害の調整』慶應義塾大学出版会、2000年。
- [4] 馬橋憲男『国連とNGO』有信堂高文社、1999年。

いずれも公共圏や、個別の多元主体機構についての研究である。ここに挙げた文献のうち、文献[1]は、「共有とされる自然物や地理的空間、事象、道具だけでなく、共有資源（物）の所有と利用の権利や規則、状態までも含んだ包括的な概念⁸」として「コモンズ」という言葉を定義する。その上でコモンズを、共有の範囲に応じて「ローカル・コモンズ」、「パブリック・コモンズ」、「グローバル・コモンズ」の三つに分ける。このうち「グローバル・コモンズ」を、(1) その物質が地球規模で遍在すること、(2) 地域によって成分や性質が均一でないこと、(3) 季節や地域に応じて偏在することの三つの性格を合わせ持つものである定義する⁹。物質ではないが、サイバースペースという「資源」を上述の視点のみで勘案すれば、(1) 地球規模で遍在し、(2) 規制や通信環境の違いによって「地域によって性質が異なる」と言え、(3) デジタルデバインドという単語に象徴されるように、地域による偏在性が確認されている、という点で、「グローバル・コモンズ」に分類することができる。

秋道は共有資源の枯渇を防ぐためには、徹底した国有化ないし私有化によって資源へのアクセスを制限することが必要であるという論を紹介しつつ、神聖なものであり、境界の曖昧なまま誰のものでもないとされていたコモンズが、その文化を無視した他主体の介入によって台無しになってしまう例の多いことを指摘し、国家が強制的に領有権を主張するようなことがあれば、その領域の潜在的な役割と機能が損なわれるとする。このことから、共有資源の管理をめぐるっては、なかんずく政府組織が主導権を握ろうとする傾向があるという前提が導ける。

しかしサイバースペースは記憶を超えるような過去から存在していたわけではなく、何もないところから新しく「発見」された空間である。そのような、資源を有しうる新しい空間が、古くはどのように分配されて来たかを示すのが、文献[3]に紹介されている南極の事例である。18世紀に南極大陸が発見されて以降、南極には植民地化と鉱物資源への興味から、9カ国による領土権の主張がなされてきた¹⁰。現在南極は南極条約によって、(1) 南極の平和的利用、(2) 科学的調査の自由と国際協力、(3) 領土権・請求権の凍結、(4) 核爆発・放射性物質の処理の禁止の原則によって法秩序を維持している¹¹。資源の取得

⁸ 秋道智弥『コモンズの人類学—文化・歴史・生態』人文書院、2004年、12頁。

⁹ 秋道、前掲書、22頁。

¹⁰ それ以外にも、南極に対して利害関係を持っていながら領土権の請求はせず、また他国の請求も否定する国が3カ国ある。

¹¹ 池島大策『南極条約体制と国際法—領土、資源、環境をめぐる利害の調整』慶應義塾大学出

は条約の規定によって承認される管理計画により行われる以外は禁止されている¹²。

南極に関連して利害関係者として表面に出てくるのは終始国家のみである。これに関して、国連の世界環境開発委員会（The World Commission on Environment and Development）が報告書で NGO の役割と重要性に触れて、南極大陸の管理体制が新しい問題や状況に対応できるよう、自らを適応させていくことが必要だと述べている¹³。池島によると現在南極条約の締約国は、各国内での政策過程において、関連産業、公益団体、専門家などの意見を反映させている¹⁴。このことから、新しく発見された資源空間に関しては、利害が対立した場合でも、政府が第一義的に交渉の場に立ち、そのほかの主体の意見は国内政策の時点で反映していくというのが伝統的な手法であることがわかる。政府が主導権を握るといふ点では、新しく発見された資源空間も、伝統的な資源空間も変わらない。

政府機関以外が交渉の最前線へ出ることに、政府がどのような見解を持っているか記述しているのが、文献[4]である。馬橋によれば、途上国政府は人権や環境などの分野で特に、NGO からの告発を快く思っておらず、しばしば「内政干渉」であるとして NGO の国連会合参加を制限するよう提案している。また、先進国も安全保障や金融などの分野を政府の聖域としておきたいために、NGO の国連会合への参加に前向きではない¹⁵。アドホックな世界会議の開催には、政府代表だけで物事を決定できない中で思惑通りことを運べず、国際的に孤立した経験のある米国政府が反対してきたという¹⁶。

文献[1]、[3]、[4]の内容から、政府組織は「自分たちの領域」と考える分野や資源空間の管理をめぐる調整に関して、他の主体が関わることを忌避する傾向にあるといえる。しかし、それではなぜ情報通信技術に端を発する諸問題の解決機構に、政府組織が世界会議を採用したのかわからない。なぜならサイバースペースはある種の資源空間であり、技術標準の採択などは、伝統的に政府間で行われていたからだ。

そこで、政府組織が「自分たちの領域」と考える分野において多元主体の機構が成功した例を記述するのが文献[2]である。足立によれば、対地雷全廃条約をめぐる交渉過程「オタワプロセス」は、(1) 公式の条約交渉に入った後も各国政府が市民社会組織の参加を認めた、(2) 地雷全廃という基本的な方向性を共有した国のみでの交渉だった、(3) 条約形成交渉に期限を設けた、という三点が特徴的だった。方向性を共有した国々が期限付きで交渉を行うことで、駆け引きの余地を減らしたことが重要だったという。市民社会組織が積極的に交渉過程へ参加したのは、地雷全廃という命題がもともと彼らの発案であり、彼らがいなければ、そもそもこの交渉自体が存在しなかったからで、すなわち参加者の目的

版会、2000年、9-33頁。

¹² 池島、前掲書、155-232頁。

¹³ The World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, Oxford University Press, Oxford, 1987, p.282.

¹⁴ 池島、前掲書、313頁。

¹⁵ 馬橋憲男『国連とNGO』有信堂高文社、1999年、162-165頁。

¹⁶ 馬橋、前掲書、168-169頁。

が同じだったからである¹⁷。

この事例は軍縮・安全保障という伝統的に政府が独占的に扱ってきた分野の議論で、市民社会組織が政府組織と同等の扱いを受けたという例である。多元主体が同等の扱いをうけているという点では WSIS と共通している。しかし、WSIS は「基本的な方向性」となる大きな目標を参加者全員が共有していたとは言い難いし、WSIS にはアウトプットの期限もなければ「何をアウトプットとすべきか」という合意もなかった。これでは WSIS で政府組織以外の主体が政府組織と同等の扱いをなぜ受けていたのかわからない。

では、情報通信技術に端を発する課題が、他の課題と異なる特殊性は何か。狭義、広義を含めたインターネットガバナンスに関する文献には以下のようなものがある¹⁸。

- [5] Klaus W. Grewlich, *Governance in "Cyberspace": Access and Public Interest in Global Communications*, Hague, The Netherlands: Kluwer Law International, 1999..
- [6] Milton L. Mueller, *Ruling the Root: Internet Governance and the Taming of Cyberspace*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2002.
- [7] Susanne K. Schmidt and R. Werle, *Coordinating technology: studies in the international standardization of telecommunications*, Cambridge, Mass. : MIT Press, 1998.
- [8] 会津泉『インターネットガバナンス—理念と現実』NTT 出版、2004 年。

文献[8]には、そのまま本稿のリサーチクエスションへの回答となる記述がある。会津は、WSIS 開催の理由を、情報化による格差拡大などが「今後より深刻な問題に発展するかもしれないから今のうちに議論しておこう」というものが最大の開催動機だったとする¹⁹。しかしそれならば、ますます政府組織が市民社会組織などを自分たちと同等の扱いにする理由がわからない。開発問題は政府組織が伝統的に主導してきた主題のひとつだからだ。しかも「問題」が顕在化していないにもかかわらず「今のうちに」話し合いを行う段階だったならば、なぜ喫緊の開発問題ではない主題に、数年にも及ぶプロセスの時間と労力を多くの人がかかるのかわからない。緊急を要する課題は他にいくらでもあるのだ。歴史的な事情がない限り、そのような抽象的な段階にある問題がかくも注目を集めるとは考えにくい。

文献[5]は WSIS へ直接の言及はないものの、「サイバースペースのガバナンス」に民間企業と市民社会組織が関わる理由について記述している。グリュエリッヒによれば、情報通信分野における技術競争の先頭にいるのは民間企業で、彼らの多くはグローバリゼーシ

¹⁷ 足立研幾『オタワプロセス：対人地雷禁止レジームの形成』有信堂高文社、2004 年、146-150 頁。

¹⁸ ただし、これらは個々人の体験等を基にした歴史的な記述がほとんどであり、置かれた立場に応じた見方が示されているのみである。

¹⁹ 会津泉『インターネットガバナンス—理念と現実』NTT 出版、2004 年、23-24 頁。

ョンの恩恵を受けて世界中から資本、技術、人的資源を取り入れるため、ガバナンスのためにはまず、混ぜ合わさった各国の政策を合同する必要がある。そこで議論の中心となる企業はプレイヤーにせざるを得ない。また、「サイバースペースのガバナンス」には「公共益 (public interest)」を扱う問題が多いため、市民社会組織をプレイヤーに加える必要があるという²⁰。だがそれだけならば、WSIS のような世界会議の形態にする必要は必ずしもない。

文献[5]と[8]の記述からは、通信分野の「ガバナンス」に政府以外の主体が参加することには歴史的な事情があるとわかる。文献[7]は伝統的な電気通信分野における技術標準を扱っている。スキミットとウェールによれば、通信技術には中心的なデザインの権威や、開発・運用の一貫したシステムが存在しないという²¹。このことは、「中心的な権威」ともいえる政府組織が単独でガバナンスを執り行いにくい環境があったことを示す。それは WSIS の直前まで続いていたのだろうか。

文献[6]はドメイン名の管理問題という狭義のインターネットガバナンスについて、その歴史を詳述したものである。ドメイン名の管理問題は、WSIS で大きな論点となった話題のひとつである。ミューラーによれば、「インターネットガバナンス」という単語が使われ始めたときに、多くの関係者が「インターネットの政府」を想起したという。当時のドメイン名管理組織は、「人ではなく設備を統治するのだ」と説明したが、多くの人々が「インターネットの政府」を想起したのは、ドメイン名管理は実際にそれだけの影響力をもっていたからだった²²。

文献[6]と[7]の記述で言えることは、通信分野が政府の入り込みにくい特性を有し、さらに政府以外のところに「政府」を想起させるような実体を実現しつつあったということである。

2-4 仮説

以下が上述リサーチクエスションに対する本稿の仮説である。

WSIS が開催されたのは、政府組織と政府間組織である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunications Union) が、情報社会の「決め方を決める」主導権争いで、他の利害関係者に対して優位を確立しようとしたからである。

情報技術以外の多元主体機構について言及した先行研究から言えることをまとめると

²⁰ Klaus W. Grewlich, *Governance in "Cyberspace": Access and Public Interest in Global Communications*, Hague, The Netherlands: Kluwer Law International, 1999, pp.6-9.

²¹ Susanne K. Schmidt and R. Werle, *Coordinating technology: studies in the international standardization of telecommunications*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1998, pp.265-266.

²² Milton L. Mueller, *Ruling the Root: Internet Governance and the Taming of Cyberspace*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2002, pp-7-8.

以下ようになる。政府機構は「自分たちの領域」と考える分野や資源空間の管理をめぐる調整に関して、他の主体が関わることを忌避する傾向にあるが、特定の目的を共有している場合はその限りでない。WSIS はその特定事項に当てはまらないので、政府組織が別の主体を議論に組み入れたことには、何か別の理由が政府側にあったと考えなくてはならない。

また、インターネットガバナンスを扱う先行研究から言えることをまとめると以下ようになる。通信分野は政府の入り込みにくい特性を有し、さらに政府以外のところに「政府」を想起させるような実体を実現しつつあった。政府側に主導権のない現状を鑑みて、体制そのものをめぐる議論を持ちかける意図が開催を提唱した者にはない限り、政府が開発問題や公共益に関する問題に他の主体を積極参加させる利益はないのだ。

2-5 分析手法

本稿で用いる手法は以下のとおりである。[1]で事実関係の全体像を概観し、[2]から[4]で、政府および政府間組織、市民社会、民間部門それぞれの立場や見方を明らかにする。

[1] ドメイン名管理問題の事実関係をまとめる

WSIS の主要な話題のひとつは、インターネットガバナンスだった。その「問題」の発端である、ドメイン名の管理体制に関する紛争について、既存研究や報道をもとに事実関係をまとめる。これが WSIS で最も紛糾した論点であり、WSIS の「多元主体体制」にとって最も重要な話題だからである。また、伝統的な国際法の考え方を情報通信技術発祥の国際問題にあてようとすると、どのような不具合を起こすかについても考察する。

[2] WSIS における「多元主体体制」の実際を調査する

2005 年 11 月、チュニジア共和国で開催された WSIS の第 2 回本会合において、当面の行動計画がコンセンサスで合意された。筆者は国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの「リサーチアソシエイト」としてアクレディテートを受け、市民社会部門での参加資格を得て現地で調査を行った。ここでの成果などをもとに、特に市民社会資格での参加者が、どのような目的で WSIS に参加し、どのような成果を得て、どのような感想をもったのかまとめる。

[3] ITU 自身にとっての WSIS 開催意義を調査する

国際電気通信連合 (ITU) は WSIS の事務局となり、主催もした。ITU 自身と、ITU に WSIS を開催させた加盟国政府にとっての WSIS 開催意義を調査する。筆者は 2006 年、総務省より推薦され、ITU からフェローシップを受けた。その関連事業で制作に参加している雑誌の企画として、過去 2 回の WSIS を開催した当時の ITU 事務総局長、内海善雄氏に

インタビューする機会を得た。特にそこでの成果をもとに、ITU にとっての WSIS 開催意義を考察する。

[4] 産業界にとっての既存の調整機構と多元主体機構の利用意義を調査する

産業界（WSIS 関連文書においては「民間部門（Private Sector）」）は一般のユーザに情報通信技術を普及させる上での中心的な主体である。電気通信の技術標準を定める際にも重要な役割を果たしてきた。筆者は前述フェローシップで、2006 年 12 月に香港で開催された ITU TELECOM WORLD 2006 Youth Forum に日本代表として参加する機会を得た。これは 3 年に 1 度開かれる情報通信産業の展示会「ITU TELECOM WORLD」に付随したイベントである。特にここで企業関係者に行った聞き取り調査をもとに、民間部門にとっての既存の調整機構と多元主体機構の利用意義を考察する。

3 ドメイン名管理問題とインターネットガバナンス

3-1 ドメイン名管理問題の影響

2005年6月30日、米国政府商務省が行った発表²³に、旧来のインターネットコミュニティは大きな衝撃を受けた²⁴。商務省は、政府の管轄を完全に離れ、民間の運用に移行することが決まっていたルートサーバ（root server）システムと、ドメイン名システム（DNS: Domain Name and Addressing System）の管理権限保有継続を打ち出したのである。この声明によって米国政府は、ウェブ上の「住所と番地」を照合するデータベースの、ファイル管理権を保持しつづけると宣言したことになる。このシステムがないかぎり、インターネット上を情報は正しく移動することができない。DNSはインターネットのまさに基幹システムである。

インターネットコミュニティが危惧したのは、この声明が出た当時、毀誉褒貶の中、文書をまとめようとしていた国連のインターネットガバナンス作業部会（WGIG: Working Group on Internet Governance）を台無しにした上、中国やブラジルなど、現在DNS管理業務を行っている非営利組織ICANN（The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）に批判的な政府が、新しいDNSシステムを作ってしまうかもしれないということだった。DNSシステムはインターネットを流れる全ての通信の基礎となり、世界に13台あるルートサーバが同じデータを運用している。それぞれのサーバは10台が北アメリカ大陸、2台がヨーロッパ、1台が日本に存在する²⁵。新しいDNSシステムができるということは、接続する国によって、同じURLから表示されるサイトが別のものになるということである。すなわちそれは「インター」ネットがブロック化してしまうことを意味する。それはもはや、「インターネット」ではない。ドメイン名管理問題はインターネットにとって、「住民基本台帳の管理」という実際的な意味以上に、インターネット自体の基本思想にかかわる問題なのだ。以下、時系列にこのドメイン名管理問題の事実関係をまとめていく。

3-2 ジョン・ポステルの時代

1969年末、米国でコンピュータ科学を研究していた、複数の大学のコンピュータを接続した実験ネットワークがインターネットの起源といわれている。これは主宰した米国国防

²³ National Telecommunications and Information Administration, “Domain Names: U.S. Principles on the Internet's Domain Name and Addressing System”

<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/USDNSprinciples_06302005.htm>

²⁴ 市民社会組織の一員としてインターネットガバナンスに長く関わっている国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員、アダム・ピーク（Adam Peake）氏への筆者聞き取り調査、2005年7月1日、於品川。

²⁵ ただし、現在は同じ働きをするコピーがあわせて100以上世界各地に存在している。
<<http://www.root-server.org>>

総省高等計画局（ARPA: Advanced Research Projects Agency）の名前から ARPANET と呼ばれる²⁶。

ここでそれぞれのコンピュータを識別するために考えられたのが DNS システムである。トップレベルドメインと IP アドレス（インターネットにおける建物の名前と住所の関係）の組み合わせを管理する DNS のデータベースは、この ARPANET の時代から、南カリフォルニア大学情報科学研究所のジョン・ポステル（Jonathan Bruce Postel）が中心になって管理・運用してきた。ところが ARPANET の発生から 20 年以上が経つと、インターネットの利用者は一部の研究者同士から、世界中に広がった。これに伴い、世界中のドメイン名や IP アドレスをどう管理し、割り当ててるのか、そしてそのルールを誰が定め、どのように運用するかが、重要な問題となった。

90 年代の半ば、一般企業のインターネット利用が世界で急増するとともに、商標とドメイン名の関係をめぐる紛争が続発し訴訟も増えた。さらに、NSI 社 (Network Solutions Inc.²⁷) に管理が委託されていた「.com」ドメインへの課金が強い批判を招いた。それまで無料だったところ、作業量の増加を理由に 1 ドメイン名あたり年間 50 ドル（後に 35 ドル）課金されるようになったことで、「ドメイン名で利益を上げるのはそもそもおかしい」、「高すぎる」、「一社独占は独禁法違反だ」、「われわれにも登録業務をする権利を認めるべきだ」、「競争体制をつくれ」という批判が相次いだのである²⁸。

ジョン・ポステルらは増大する仕事をさばくために IANA²⁹ (Internet Assigned Numbers Authority) という組織をつくり、NSI 社が担当する以外のドメイン管理を行っていたが、独立して法人格をもつ組織ではなかった。このころから関係者は、全世界のインターネットのアドレス管理を一個人に依存している状況から脱皮して、安定した組織的運用管理を行う必要を強調するようになった。ポステル自身にもそうした問題意識はあったようである³⁰。

3-3 ICANN 設立と DNS 管理企業の苦悩

米国政府はインターネットの広がりとともにアドレス管理の民間への委託を進める方針を取り、1998 年 10 月に全米科学財団と NSI 社、IANA の 2 組織との契約期間が終了することを機に、非営利団体である ICANN³¹ (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) への業務移管を実施した。ICANN 自体は IANA のメンバーを中心に設立された

²⁶ ばるばら『教科書には載らないニッポンのインターネットの歴史教科書』翔泳社、2005 年。

²⁷ 米国政府団体の 1 つである全米科学財団 (NSF : National Science Foundation) から .com / .net / .org ドメインの管理を委託されていた。

²⁸ 会津泉、前掲書、122 頁。

²⁹ アイアナと発音する。

³⁰ 会津泉、前掲書、116-129 頁。

³¹ アイキャンと発音する。

組織で、IANA の業務をほぼそのまま引き継いでいる。移管の決定は IANA を中心とした関係者が行った議論の後、米国政府の介入を経て限られた関係者のトップダウンでなされたため、ICANN 設立をめぐる不透明な意思決定が後のガバナンス問題のしこりとなっている³²。

このような経緯もあり、ICANN が当初目指していたのは、政府や営利団体による影響力をできるだけ排し、中立な調整役としてドメイン名システムの運営に当たることだった。ICANN としては、できるだけ中立な立場で運営を行いつつ、「.info」「.biz」「.name」ドメインなどの新しい gTLD (General Top Level Domain) の提案などを軸に、組織を回していきかけたのだ。だが、各国のローカルな ccTLD³³ (Country Code Top Level Domain) や登録業者からの協力をうまく集めることができず、資金面・人材面から運営に苦慮し、新たに提案した gTLD など不発に終わるなど、厳しい状況が続いていた³⁴。

ドメイン登録事業においては、ドメインの管理・運営を行う組織を「レジストリ」、ドメインの登録を行う組織を「レジストラ」と呼び、2 つの団体は明確に区別されている。前出の Network Solutions 社と IANA (ICANN) はレジストリであり、レジストラの業務は民間企業などから広く募集を行い、業務の委託が行われている。また Network Solutions は、それ自身がレジストラも兼ねていた。Network Solutions は、2000 年に電子証明書の発行などを行う VeriSign 社によって買収され、VeriSign が .com 系 gTLD のレジストリとなった³⁵。

VeriSign が ICANN などの組織と大きく異なるのは営利企業だという点だ。だがレジストリ業務は、1 ドメインあたり年間数十ドル程度の管理費のみで運営されるうえ、ほかのビジネスアイデアを投入する余地が少なく、ボランティアのような側面が強いともいえる。ホスティングサービスとドメイン登録を組み合わせるなどの複合的なサービスを生み出せるレジストラとは異なる。レジストリ業務は、営利企業の VeriSign にとってうまみの少ないビジネスだった。同社は ICANN の方針とは反対に、ドメイン登録をうまくビジネスに還元する方法を見つけ出すことに苦心するようになった³⁶。

しかし、このようにボランティアのような事業をビジネス化する行為は、gTLD の管理権限を利用した一企業による資源の私物化と見ることも可能だ。間違えた URL を入力した利用者に対して、特定のページを表示させることで、広告収入を得ようとした VeriSign に対して、インターネットユーザからの反発は強く、抗議が殺到した。ICANN もすぐに反応し、VeriSign に対してすぐにそのサービスを中止するように要請したため、それに応じる

³² 会津泉、前掲書、136 頁。

³³ 日本の「.jp」など

³⁴ 堀田博文「今議論の渦中にある ICANN 構造改革とは？」JPNIC 講演会、2002 年 5 月 23 日。
<<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/after/20020523/020523.pdf>>

³⁵ 米ベリサイン社ウェブサイト。 <<http://www.verisign.com/>>

³⁶ 鈴木淳也「【トレンド解説】ICANN の深刻化する状況とは？—グローバル化と商用化、2 つの大きな波にさらされるインターネット」『IT Pro』2004 年 5 月 8 日。
<<http://www.atmarkit.co.jp/fnetwork/trend/20040508/icann.html>>

形でこのサービスは中止された³⁷。

このように、WSIS 以前、ドメイン名管理運用の方法や、ICANN 内部の構造に関していくつもの紛争はあったものの、民間非営利組織であるところの組織がドメイン名システムの最終的な責任を持つという体制そのものについて、問題は起きていなかった。

3-4 国連の登場

WSIS は前述のとおり、特に途上国のデジタルデバイドを懸念して開催されるはずのサミットだった。狭義のインターネットガバナンス問題が WSIS の関係会合で話題になるのは、2003 年 2 月に行われた第 2 回目の準備会合からである。前月と前々月にドミニカとレバノンで開かれた、地域準備会合の合意文書で、DNS に関する言及があったことを受けて、事務局が「宣言」の原案に入れた。このときの表現は、「ルートサーバ、ドメイン名、IP アドレス割り当ての調整は、適切な国際・政府機関が担うべきである」というものだった³⁸。

旧来のインターネットコミュニティは、突然具体的な表現で DNS の体制に疑問が示されたことに驚いたという³⁹。以降この原案に関する議論は混迷を極めた。主として原案を支持する中国、ブラジル、南アフリカ政府などの陣営と、現状の ICANN 体制を支持する米国、EU、カナダ、豪州などが対立していた。また、一方の当事者となったインターネットコミュニティ、すなわちここでは市民社会部門の参加者と、政府部門の参加者で、議論への参加形態について常に攻防があった。結局第 2 回目の WSIS 本会合が終わった今も、DNS を誰がどのような規則の下に管理・運用するかについて、明確な合意文書は存在しない。

ICANN を中心とする現行の体制に批判的な途上国側の主張には、米国の一非営利法人である ICANN がインターネットのグローバルな資源管理を行うことに正統性があるのかという疑問や、ルートサーバ管理の最終的な権限を米国政府が握っているという現状への不満が見られる。

³⁷ 小久保重信「猛反発を食らった米 VeriSign の『Site Finder』」『IT Pro』2003 年 10 月 10 日。
<<http://itpro.nikkeibp.co.jp/members/ITPro/USURA/20031009/1/?ST=system>>

³⁸ 会津泉、前掲書、68 頁。

³⁹ IGTF の第 1 回報告会における会津泉の発言による。2005 年 1 月 26 日、於麴町。

4 WSISにおける多元主体の実際と議論の経緯

4-1 WSISにおける議論の経緯

WSIS 開催の最初の法的根拠は 1998 年の ITU 全権委員会議⁴⁰における、情報通信技術と開発を主題とした会合の開催提案である。これをうけて 2001 年に国連総会が、国連総会決議 A/RES/56/183 を採択、事務総長の後援する国連サミットとして開催を正式に決めた。

WSIS の第 1 回サミットは 2003 年 12 月にジュネーブで行われたが、2002 年 7 月に始まっていた第 1 回準備会合は当初、幅広いサイバースペースの課題⁴¹を主要テーマとしていた。これらのテーマを議論する構造は南北の先進国と途上国という対立が軸であった⁴²。

最初の準備会合後、世界 6 箇所⁴³で地域準備会合が行われた⁴⁴。この地域ごとの準備会合を経ると、次第に議論は ICANN のドメインネーム管理体制に多くの関心を集めるようになった。同時に対立軸は、政府、企業、市民社会組織という主体間にも置かれるようになっていった。

しだいに議論は「インターネットは誰がどのように管理すべきなのか」という内容に拡大し、単純に見えた当初の枠組みからは想像もつかないほど会議は混乱した。ついに 2003 年の第 1 回サミットでは、課題の設定どころか、「問題の存在を確認する」ことしかできなかった。そこで関係者は、2005 年にチュニジア共和国のチュニス市で行われる予定だった第 2 回サミットまでに「問題を定義する」ことが求められた。

チュニスにむけて地域会合とテーマ別会合が数多く開催され、合計で 37 種類もの文書がサミットへ報告された。結局各国はチュニスフェーズで、一番の争点だった「インターネットガバナンス」については、多様な主体による場、インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF: Internet Governance Forum) を設置して「あらゆる議論」を 5 年間継続し、DNS 管理を含めた現状の管理体制には変更を加えないことで合意した⁴⁵。

4-2 国連の変容

WSIS 開催決定当初は開発問題に力点を置いていた国連自身も、インターネットガバナンスが話題になるにつれて、次第に視点を変えていった。

たとえば第 2 回 WSIS に向けた議論が進められていた 2004 年 3 月 25 日、国連 ICT タス

⁴⁰ 加盟国政府の全権会議で ITU の最高意思決定機関。

⁴¹ サイバーテロ、ウイルス、SPAM、情報規制・言論弾圧、有害情報、電子商取引、IP アドレス資源管理体制など。

⁴² 会津泉、前掲書、33 頁。

⁴³ 2002 年 5 月アフリカのバマコ (マリ)、11 月ヨーロッパのブカレスト (ルーマニア)、2003 年 1 月アジア太平洋の東京 (日本)、同じく 1 月中南米のパパロ (ドミニカ)、2 月西アジアのベイルート (レバノン)、そして 6 月にアラブ諸国のカイロ (エジプト)。

⁴⁴ WSIS ウェブサイト。<<http://www.ITU.int/WSIS/preparatory/index.html>>

⁴⁵ 森裕介「IT 政策の国連サミットが閉幕」『政策空間』第 29 号、16 頁。

クフォース⁴⁶が「インターネットガバナンスのための国連フォーラム⁴⁷」を開催した。国連 ICT タスクフォースは、2000年の G8 九州・沖縄サミットで設立された「G8 デジタル・オポチュニティ・タスクフォース」の流れを汲む組織である。元来インターネットガバナンスを扱う性格の機構ではない。

プレスリリース⁴⁸によれば、このフォーラム冒頭、当時のコフィー・アナン (Kofi Annan) 事務総長は「インターネットガバナンスの包括的な参加モデルを構築しなくてはならない⁴⁹」と述べている。これは、政府組織、とくに途上国政府がインターネットガバナンスの枠組みにあまり参加していない状況を念頭に置いた発言と思われる。また、この時点で、インターネットガバナンスに関する作業部会の設置を示唆している⁵⁰。これは、国連が通信技術政策を主導するプラットフォームを積極的に目指した証拠となりうる。

4-3 WSIS の体制に関する特記事項

上述のような「先延ばし」の結果にもかかわらず、インターネットコミュニティから WSIS は、多元主体の合意形成にとって画期的な会合であったという評価をされることがある。WSIS チュニスフェーズの公式最終文書であるチュニスアジェンダには、全 122 段落のうち、市民社会 (civil society) という単語が使われている段落は全部で 10 段落存在する。そのうち 7 つまでが、参加 4 主体が、それぞれ「果たすべき役割」を分担していることの強調、2 つが市民社会の参加する意義の確認、そして最後の 1 つが「市民社会はこれまで、特に地域社会のレベルでインターネット問題に重要な役割を果たしており、今後も引き続き、このような役割を果たしていかなければならない。」(35 段落の C⁵¹) という「役割の規定」をしたものであった。同様に重要な単語が多元主体 (multi-stakeholder) だが、こちらは 16 段落に計 18 回登場している。すべての段落において、WSIS が扱っていた問題に「あらゆる利害関係者」が、これまでも、これからも関わっていくということを強調するために使われている。

チュニスアジェンダ全編に渡って市民社会の存在を肯定的に捉え、かつ国家主体と並列した主体として扱う姿勢が見られる。これがコンセンサス採択されたことは、国連総会への NGO 参加などの議論がなかなか進まないことを踏まえれば、たしかに「非常に画期的」なことである。

しかし、そのことによって市民社会の扱いが画期的に向上したわけではないように見え

⁴⁶ 2001 年 11 月に国連が設置した、デジタルデバイド問題についての政策的な議論を行う機関。

⁴⁷ UN FORUM ON INTERNET GOVERNANCE

⁴⁸ Press Release PI/1568, 26/03/2004 <<http://www.un.org/News/Press/docs/2004/pi1568.doc.htm>>

⁴⁹ 原文は“inclusive and participatory models of Internet governance should be developed.”

⁵⁰ 前掲プレスリリース。“Mr. Annan said he would establish in the near future a working group on Internet governance, as requested in December by the World Summit on the Information Society.”

⁵¹ 原文の該当箇所は「Civil society has also played an important role on Internet matters, especially at community level, and should continue to play such a role;」である。

る。参加者なら誰でも文書の交渉部屋に入って傍聴することができたが、政府代表が自由に発言できていたのに対し、市民社会の発言は、決められた会合の決められた時間に決められた長さだけ許可された。また、本会議場への入場は時間帯によって政府代表、国際機関代表、メディア、民間セクター・市民社会の順に優先されていた⁵²。文言へ影響を与えようとするには、各国政府代表へのロビー活動がもっとも効率的であったようである。

市民社会参加者によるサミットの評価は分かれている。チュニスで知り合った各国の市民社会組織関係者 20 名ほどに、帰国直後の 2005 年 11 月、メールでアンケートを取ったところ、自分自身の参加目的に対する満足度を問うと、5 点満点中 4 点との答えがもっとも多いが、サミットは成功だったと思うか尋ねると、5 点満点中平均 2.5 点となった。しかし、低評価の理由も、「デジタルデバイドがまったく未解決のまま残った」というものや、「人が多すぎて、系統だったコミュニケーションがとりづらかった」というものであった。

すなわち、市民社会の参加形態における扱いは、実際ほかの多くの世界会議と変わらないものの、参加者自体の満足度はそれぞれの目的にあった理由から高く留まり、さらに、文書において市民社会の役割と重要性を認める文言が多く盛り込まれたことから、サミットを「非常に画期的」と評する言説が生まれてきたと考えられる。

4-4 2つのフォローアップの仕組み

市民社会部門での参加者当人たちには評価が高かった WSIS の多元主体体制だが、ここで決められたことに関するフォローアップの仕組みを見ると、彼らの評価はぬか喜びであったともいえる。たしかに「議論の継続」を行うプラットフォームとして IGF が設置された。これは WSIS チュニスフェーズでの参加形態に通じる方式をとる。しかし、IGF ではあくまで「議論」を行うだけであり、何かを実行したり、合意文書を作成したりすることはできない。WSIS で採択された「行動計画」であるところのチュニスコミットメントの実施を監督していくのは、国連経済社会理事会に設置されている「開発のための科学技術委員会（CSTD: Commission on Science and Technology for Development）」という別の機構だ。こちらはインターネットコミュニティを「市民社会（Civil Society）」ではなく、従来 of 国連憲章 71 条に従った「非政府組織（NGO: Non Governmental Organization）」という枠にはめ、参加が広く認められない厳格な運用をおこなっている。

開放的で成果文書を出さず、情報技術と政策の議論を目的とする前者と、WSIS 成果文書の実施（implementation）状況の議論を目的とする後者を見比べると、旧来のインターネットコミュニティは IGF でただガス抜きをさせられていると言ってもよい。

4-5 復権への道筋を整える ITU

⁵² ただし、これについては大混乱の中、情報が錯綜していたため、優先順位が間違っている可能性がある。だが市民社会資格参加者の優先順位が最も低く扱われていたことは確実である。

2006年のITU全権委員会⁵³における決定は、上述の見方に立つと象徴的なものである。彼ら、すなわち加盟国政府代表たちはITUの委任事項に「インターネット及びドメインネームとアドレスを含むインターネット資源管理における国際公共政策事項に関するITUの役割」を追加した。そして事務総局長への指示事項に「WSISチュニスアジェンダに沿ってIGF活動への貢献を継続すること」と「WSISチュニスアジェンダに沿って拡張された協力（enhanced cooperation）に対してITUが役割を果たすべく必要な措置をとること」を明記した⁵⁴。ITUを情報通信技術に端を発する課題解決と調整のプラットフォームにしていこうという意志が伺える。

⁵³ 加盟国政府の全権会議でITUの最高意思決定機関

⁵⁴ 総務省担当官の口頭報告による。ITU基本問題研究会、2007年1月31日、於財団法人日本ITU協会、神田。

5 ITU にとっての WSIS 開催意義

5-1 内海事務総局長（当時）への聞き取り調査

ITU 自身は、情報通信技術関連プラットフォームになろうとしていたのだろうか。2-5 で述べたとおり WSIS を開催決定からチュニスフェーズにいたる当時の ITU 事務総局長、内海善雄氏にインタビューする機会を得たため、上述の問題意識に基づいた聞き取り調査を行った。雑誌⁵⁵に掲載した内容のうち、関係する問答を以下に訳出して引用する⁵⁶。

2007年4月5日 於東京、赤坂、トヨタ IT 開発センター本社最高顧問室
内海 善雄 前 国際電気通信連盟 事務総局長 インタビュー

（前略）

【筆者】事務総局長として最大の成果は彼らを纏め上げ、WSIS を行ったことか？

【内海】大きな成果は2つある。WSIS はそのひとつだ。大きな成果は、IP 電話利用環境整備に寄与したことと、WSIS で ICT が「世界の発展に重要である」という認識を各国政府の首脳に与えられたことだ。今ではあらゆる国連機関が ICT の重要性を訴えている。

【筆者】WSIS で「インターネットガバナンス」が主な争点になったことは事前に予想していたのか？

【内海】その認識は間違っている。WSIS の主な議題は事前も事後も「ICT をいかに開発に活用するか」であり、変わっていない。ガバナンスはごく一部の話にすぎず、利害がかさなったために、大きく見えるだけだ。

【筆者】今 ITU が直面している課題は何か？

【内海】「変化」に対応していくことだ。かつては電気通信に関する課題を独占的に扱っていたが、情報通信の時代になって、様々な調整の場が出現した。

【筆者】IEEE などのことか？

【内海】そうだ。彼らが出現した理由のひとつに、ITU が時代に対応しきれなかったことがある。調整機関がたくさんある現状では効率が悪い。内容に漏れも重複も多いからだ。これは大変な無駄だ。ITU が変化に対応していれば、こうはならなかった。

【筆者】WSIS は効率化の第一歩だったのか？

【内海】そうだ。WSIS の目的の一つは ITU の地位を高めることだった。それは

⁵⁵ Yusuke Mori, "Exclusive interview to Mr. Yoshio Utsumi, Former ITU SG," *The Horizon*, Vol.2, 2007, pp.3-6.

⁵⁶ 原文は英語。聞き取り調査自体は日本語で行った。

あくまで目的の一つにすぎないが、ITU は規制をするという誤解に基づいた批判をする勢力に対して、誤解を解く必要があった。

【筆者】それは成功したと思うか？

【内海】成功したと思う。ただ、その成功を維持できるかどうかは別問題だ。

【筆者】では、WSIS の成果を維持することが ITU の直面する課題か？

【内海】WSIS の成果を活用することが ITU の課題だ。ICT に対して高まった意識を利用して、何をどうしていくかということは、これからの課題だ。

【筆者】WSIS では ICT に関する決め方を決めたのか？

【内海】違う。WSIS で決めたのは、ICT に関わる政府、企業、市民社会、国際機関が協力して ICT 社会を作っていこうということだけだ。だがその合意が正式になされたことは大きい。実行計画と実施計画が細部にわたって合意された。これからはそれを着実に実行していくことが重要になる。

【筆者】では、開発問題について、もっと深く伺う。例えば我々 ITU ユースフェローが自国住民に対する ICT 教育のための場を提供しようとする際に、一番問題となるのはお金だ。まず、WSIS 後に設立されたデジタル連帯基金をどう評価しているか？

【内海】まだ十分に動いているとはいえない。デジタル連帯基金は地方自治体が出資に加わったことが最大の特徴だ。新しいファンド構築の方法が実現したのは良いことだと思う。

【筆者】ユースフェローの取り組みは、どのような主体と協力するのが良いと思うか？

【内海】既存の開発協力のための枠組みを使うのが一番だ。WSIS は、彼らの目を ICT に向けるためのサミットだったのだから。ICT を開発協力に取り入れるのは、例えば食べ物そのものではなく、種と土地と耕作道具を援助するようなものだ。ユースフォーラムを開催するのも、未来のリーダーの目を ICT に向けることが目的だ。ICTこそが持続可能な開発の鍵なのだ。途上国が自力で生きていくための道具が ICT だ。知恵さえ出せば、産業の格差を乗り越えることができる可能性が極めて高くなる。

【筆者】デジタルデバイドは広がりつつあると思うか？

【内海】狭まっていると思う。

【筆者】インフラの整備状況を考えればという意味か？

【内海】そうだ。最低限のアクセス方法は確実に普及している。それさえあれば多くの問題は解決できる。

(中略)

【筆者】NGO のような主体が国連サミットや ITU のプロセスに参加するには、

正統性の問題がまだ大きいように見えるが？

【内海】WSIS の取り組みはその解決方法のひとつだ。市民社会組織は WSIS に意思決定をするのではなく、助言するために参加した。他の主体と役割が違うだけで、扱いは対等だった。なにもかも完全に同じ立場で参加させるというのはナンセンスだ。役割をわきまえなくてはいけない。しかし NGO には多くの経験と知識がある。彼らが意思決定に影響を与えるチャンスをできるだけ作っていかなくてはならない。

(後略)

5-2 聞き取り調査分析

内海氏から得られた回答で、特に注目したのは以下の部分である。

今 ITU が直面している課題は「変化」に対応していくことだ。かつては電気通信に関する課題を独占的に扱っていたが、情報通信の時代になって、様々な調整の場が出現した。彼らが出現した理由のひとつに、ITU が時代に対応しきれなかったことがある。調整機関がたくさんある現状では効率が悪い。内容に漏れも重複も多いからだ。これは大変な無駄だ。ITU が変化に対応していれば、こうはならなかった。WSIS の目的の一つは ITU の地位を高めることだった。それはあくまで目的の一つにすぎないが、ITU は規制をするという誤解に基づいた批判をする勢力に対して、誤解を解く必要があった。

内海氏は、ITU が旧来のインターネットコミュニティに変わって、新しいインターネットガバナンスの中心になることが戦略的な目標であると明言した。これは筆者の仮説を裏付ける証拠である。

5-3 ITU の対他国際機関論理

総務省から ITU に派遣され、WSIS 実施事務局の局員として勤務した仲矢徹氏は、ITU 内部から見た WSIS の開催意義について以下のように述べている⁵⁷。「ITU が WSIS の開催に踏み出したのは、ICT の重要性の高まりにもかかわらず、ITU は逆にその存在感がなくなりつつあるという危機感に裏付けられたもの」であり、「少なくとも、ITU が国連専門機関の中で ICT を担当する機関としての存在感を維持・向上させることができたという点では、WSIS は成功したと言える」。

⁵⁷ 仲矢徹「世界情報社会サミット (WSIS) を振り返って (後編)」『ITU ジャーナル』第 37 巻、第 5 号、33-37 頁。

すなわち電気通信標準を含めて、情報通信の標準技術は明文化されたディジュールスタンダードではなく、「事実上の標準」であるデファクトスタンダードが主流になりつつあるという、構造的な役割の低下と、情報通信の話題に対応することの需要を鑑みて、存在をアピールする必要に ITU が駆られたというのである。

ここからも、組織防衛の思惑と「多元主体」への脅威感が感じられる。また仲矢氏はフォローアップの監視機構が CSTD になったことに関しても、「近年の国連組織見直しの中で縮小される運命」にあった CSTD を、「CSTD 事務局員が、組織を維持するために WSIS フォローアップで CSTD が一定の役割を担うことを WSIS 準備委員会で働きかけた」ことが直接のきっかけになったと述べている⁵⁸。

⁵⁸ 仲矢、前掲論文、34 頁。

6 産業界にとっての既存の調整機構と多元主体機構の利用意義

6-1 ITU 主催展示会の利用意義

民間部門（Private Sector: WSIS 文書における産業界の呼称）は一般のユーザに情報通信技術を普及させる上での中心的な主体である。電気通信の技術標準を定める際にも重要な役割を果たしてきた。筆者は前述フェローシップで、2006年12月に香港で開催された ITU TELECOM WORLD 2006 Youth Forum に日本代表として参加する機会を得た。これは3年に1度開かれる情報通信産業の展示会である ITU TELECOM WORLD に付随したイベントだ。ITU TELECOM は情報通信産業に属する企業にとって「五輪のようなもの⁵⁹」とされる。

ところが、近年企業にとって ITU TELECOM の利用意義が薄れてきたという。KDDI の小野寺正社長は次のように述べた⁶⁰。「かつては世界の通信業界で働く者が一箇所に集まる機会ということ自体にも意味があり、情報交換・収集の場としても重要だった。ここで世論を形成して技術標準を作っていくこともあったという。もちろん、技術標準を獲得することの意味は、企業にとってますます重要になっている。しかし、『技術標準』の獲得方法が多様化し、相対的に ITU の重要性は薄れたのだ。今は企業同士、自分たちで集まる場を作ることが多くなった。」

民間部門は、自ら調整のプラットフォームを作るようになり、政府組織を相対的に低く見るようになってきていると考えられる。

6-2 産業界からみた多元主体機構

ITU の意義が相対的に薄れたとはいえ、民間部門が、そのまま旧来のインターネットコミュニティに溶け込んでいくというわけではないようだ。インターネットコミュニティが、客観的でわかりやすいメンバーシップに依らないものであることには、選挙などの代表性の正当さを説明しやすい政府だけでなく、民間部門でも戸惑いを感じている。野村総合研究所の村上輝康理事長は言う⁶¹。「プライベートセクターからは市場メカニズムで選別された企業が参加してくるので、ある程度納得できる。だが、市民社会からの参加者は、そのようなもの働かない中に出てきている。ところが彼らは予想を超える発言力と影響力を持っている。何を代表しているのかははっきりしていない中で、強い発言力を持っている主体には、少し、不気味なものを感じる」

民間部門は市民社会にも全幅の信頼を寄せているとはいえない。

⁵⁹ 村上輝康野村総合研究所理事長への筆者聞き取り調査、2007年1月17日、於藤沢。

⁶⁰ 小野寺正 KDDI 社長への筆者聞き取り調査、2006年12月5日、総務省の主催した ITU TELECOM WORLD 2006 の参加日本企業向けパーティー、於香港。

⁶¹ 村上理事長への筆者聞き取り調査、2007年6月27日、於藤沢。

7 結論

「多元主体機構」の代表として情報技術に端を発する課題を扱う機構を分析した結果、調整機構としての政府間組織が、市民社会組織の台頭に抵抗している構造が明らかになった。世界情報社会サミットを開催したという事実そのものが、「政府」が「インターネットコミュニティ」に仕掛けた攻勢だったのである。WSIS は政府間組織であるところの ITU と国連が主催した場である。そこに他の主体を参加「させた」のだ。

情報技術を扱う多元主体機構が、それ以外の機構と決定的に異なるのは、攻守の立場が真逆であるということだ。すなわち、歴史的に政府組織が問題解決・調整の主導権を持っているほかの話とは異なる立ち位置から、各主体の競争が始まっているのだ。他の機構の場合、「問題の所在」が市民社会組織の中にあることはない。市民社会組織は普通、政府間組織の扱ってきた問題について課題解決の追求を行っている。サブ権はいつも政府にあるのだ。ところが情報技術に関しては、それが反対になる。政府が最初に置かれた立ち位置は、これまでに経験したことのない場所だった。

情報通信技術の登場以前、「国際政治」は間違いなく「政府」の主導によって行われていた。電気通信技術をめぐる調整についても、その枠組みを出ず、ITU という政府間組織で全てを解決していた。ところがインターネットは電気通信とは全く違う場所で発生し、全く違う思想に基づいた方法で統治を行いはじめたのだ。すなわち、「大多数の総意と、実際に動く仕組み⁶²」による統治である。明確な代表性を持たない代わりに技術力と意欲を持つ人々による、サイバースペースの実効支配である。

「インターネットのやり方」と、伝統的な政府間組織における問題解決の方法とは相容れない。それを快く思わない政府にとって、さらに許し難いことは、インターネットが影響力を強めているということだ。自分たちの手の届かない場所に強い影響力を持つ技術が現れ、政治的な正統性を持たない人々が、自分たちに受け入れ難い方法でその技術を統治している。政府にとって、その事実が明確な脅威と映っても不思議ではない。

WSIS の開催準備から 2006 年の第 1 回 IGF に至る過程は、企業と市民の争いに国連が政府の代表として割って入り、結局主導権を取り返したものの、他の主体をステークホルダーとして認めざるを得なかった過程である。

情報社会においては今後、政府、企業、個人などの間で、階層間の主導権争いが起こるだろう。政府組織がプレイヤーではなくサポーター、あるいはただのプラットフォームになる可能性は、現在の政府がもっとも忌避する将来であろう。政府組織は、自らがプレイヤーでありたいからこそ、政府間組織をプラットフォームとし、自分たちの土俵で戦うことを基本戦略としたのだ。

⁶² 「Rough consensus and Running code」のこと。The Tao of IETF: A Novice's Guide to the Internet Engineering Task Force. <<http://www.ietf.org/tao.html>>

初めてアウェイで戦うことを迫られた政府が最初に試みた反撃は、戦場をホームに引き寄せることだった。情報通信技術に端を発する課題は、現在表出しているもの以外にも、今後出現し続けるだろう。その時、どのような解決の場が設けられるにしろ、初めから政府に全ての主導権がある場合など多くない。WSIS における多元主体それぞれの動き方は、今後の課題解決機構においても参考となるに違いない。

本文字数 19848 字

公的文書

- Background on the Special High Level Meeting of ECOSOC with the Bretton Woods Institutions and WTO 26 April 2004 (UN Document 5/04/2004)
- Geneva Declaration of Principles (First Phase of the World Summit on the Information Society, WSIS-03/GENEVA/DOC/0004, 10-12 December 2003, Geneva)
- Geneva Plan of Action (First Phase of the World Summit on the Information Society, WSIS-03/GENEVA/DOC/0005, 10-12 December 2003, Geneva) .
- Implementation of the United Nations Millennium Declaration, Report of the Secretary General (UN Document A/58/323, 2003)
- Report of the Special Committee on the Chapter of United Nations and on the Strengthening of the rule of the organization (UN Document A/58/517, 2003)
- Restructuring and revitalization of the United Nations in economic, social and related fields, Report of the Secretary General (UN Document A/54/115-E/1999/59, 1999)
- Restructuring and revitalization of the United Nations in economic, social and related fields, Report of the Secretary General (UN Document A/56/77-E/2001/69, 2001)
- Strengthening of the United Nations: an agenda for further change, Report of the Secretary General (UN Document A/57/387, 2002)
- Tunis Agenda for the Information Society (Second Phase of the World Summit on the Information Society, WSIS-05/TUNIS/DOC/6 <rev. 1>, 16-18 November 2005, Tunis)
- Tunis Commitment (Second Phase of the World Summit on the Information Society, WSIS-05/TUNIS/DOC/7, 16-18 November 2005, Tunis)
- United Nations Economic and Social Security Council says Nobel laureate in keynote address to second committee (UN Document CA/EF/3040, 2003)

書籍

- Adam Thierer and Clyde Wayne Crews Jr., Who rules the Net?, Washington, D.C.: CATO Institute, 2003.
- Business Software Alliance, Information Security Governance: Toward a Framework for Action, 2003.
- C&C 振興財団編著 『デジタル・デバイドー構造と課題』、NTT 出版、2002 年。
- James C. Scott, Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition Have Failed, New Haven: Yale University Press, 1998.

- ・ Klaus W. Grewlich, Governance in "CYBERSPACE": Access and Public Interest in Global Communications, Hague, The Netherlands: Kluwer Law International, 1999.
- ・ Milton L. Mueller, Ruling the Root: Internet Governance and the Taming of Cyberspace, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2002.
- ・ Muller Joachim(ed) Reforming the United Nations: new initiatives and past efforts, The Hague; Boston: Kluwer Law International, 1997.
- ・ Muller Joachim(ed) Reforming the United Nations: the quiet revolution, The Hague; Boston: Kluwer Law International, 2001.
- ・ Nanette Gottlieb and Mark McLelland (eds.), Japanese Cybercultures, New York: Taylor & Francis Group, 2003.
- ・ National Cyber Security Summit Task Force (2004), Information Security Governance: A Call to Action.
- ・ R. Werle and V.Leib, Private Organizations in the Governance of International Telecommunications: The Case of the Internet Society, Cologne, Germany: Max Planck Institute for the Study of Societies, 1997.
- ・ Ross Anderson, Why Information Security is Hard - An Economic Perspective, 2001.
<<http://www.ftp.cl.cam.ac.uk/ftp/users/rja14/econ.pdf>>
- ・ Susanne K. Schmidt and R. Werle, Coordinating technology: studies in the international standardization of telecommunications, Cambridge, Mass. : MIT Press, 1998.
- ・ アーレンド・レイプハルト（内山秀夫訳）『多元社会のデモクラシー』三一書房、1979年。
- ・ アルスエレクトロニカ・センター（岡田智博日本版監訳、鶴見真理、熊坂雅子、村井清二訳）『インフォウォー—あなたの知らないところで実際に紛争している、目に見えない情報戦争』尚美学園尚美人間科学総合研究センター、1999年。
- ・ エリ・ノーム、ローレンス・レッシング、トーマス・W.ヘイズレット、リチャード・A.エプスタイン（公文俊平監修、国際大学グローバルコミュニケーションセンター訳）『テレコム・メルトダウン—アメリカの情報通信政策は失敗だったのか』NTT出版、2005年。
- ・ エリック・スティーブン・レイモンド（山形浩生訳）『伽藍とバザール—オープンソース・ソフト Linux マニフェスト』光芒社、1999年。
- ・ カレン・A・ミングスト、マーガレット・P・カーンズ『ポスト冷戦時代の国連』世界思想社、1996年。
- ・ 佐藤靖『NASAを築いた人と技術—巨大システム開発の技術文化』東京大学出版会、2007年。
- ・ ジェイムズ・バムフォード（瀧沢一郎訳）『すべては傍受されている—米国国家安全保障局の正体』角川書店、2003年。

- ・ジョン・カツ (松田和也訳) 『ギークスービル・ゲイツの子供たち』 飛鳥新社、2001年。
- ・ジル・ドゥルーズ (宮林寛訳) 『記号と事件—1972□1990年の対話』 河出書房新社、1996年。
- ・ばるばら 『教科書には載らないニッポンのインターネットの歴史教科書』 翔泳社、2005年。
- ・ハワード・ラインゴールド (会津泉訳) 『バーチャル・コミュニティー・コンピューター・ネットワークが創る新しい社会』 三田出版会、1995年。
- ・ハワード・ラインゴールド (公文俊平、会津泉監訳) 『スマートモブズ—"群がる"モバイル族の挑戦』 NTT出版、2003年。
- ・ミシェル・フーコー (田村淑訳) 『監獄の誕生—監視と処罰』 新潮社、1977年。
- ・モーリス・ベルトラン (横田洋三、大久保重樹訳) 『国連の可能性と限界』 国際書院、1995年。
- ・モーリス・ベルトラン (横田洋三監訳) 『国連再生のシナリオ』 国際書院、1991年。
- ・井上真、宮内泰介編 『コモンズの社会学：森・川・海の資源共同管理を考える』 新曜社、2001年。
- ・横田洋三編著 『国際機構論』 国際書院、2001年。
- ・会津泉 『アジアからのネット革命』 岩波書店、2001年。
- ・会津泉 『インターネットガバナンス—理念と現実』 NTT出版、2004年。
- ・外務省総合外交政策局編 『国際機関総覧』 日本国際問題研究所、2002年。
- ・外務省総合外交政策局編 『国際機関総覧』 日本国際問題研究所、2002年。
- ・丸田一 『「知の創造」の進化システム：原型としてのインターネット空間』 東洋経済新報社、2001年。
- ・丸田一 『地域情報化の最前線：自前主義のすすめ』 岩波書店、2004年。
- ・経済産業省 『企業における情報セキュリティ・ガバナンスのあり方に関する研究会報告書』 2005年。
- ・原田勝弘 『国連改造と日本の役割』 日本経済新聞社、1995年。
- ・原田泉、山内康英編著 (国際社会経済研究所監修) 『ネット社会の自由と安全保障—サイバーウォーの脅威』 NTT出版、2005年。
- ・原田泉、土屋大洋編著 (C&C 振興財団監修) 『デジタル・ツナガリ—拡大するネットコミュニティの光と影』 NTT出版、2004年。
- ・公文俊平 『情報社会学序説—ラストモダンの時代を生きる』 NTT出版、2004年。
- ・公文俊平 『情報文明論』 NTT出版、1994年。
- ・公文俊平 『文明の進化と情報化—IT革命の世界史的意味』 NTT出版、2001年。
- ・公文俊平編 『リーディングズ 情報社会』 NTT出版、2003年。

- ・国際連合広報局『国際連合の基礎知識』東京官書、2002年。
- ・今井弘道編『「市民」の時代』北海道大学図書刊行会、1998年。
- ・佐藤郁哉『フィールドワークの技法—問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社、2002年。
- ・斎藤鎮男『続・国際連合の新しい潮流』新有堂、1991年。
- ・財団法人佐藤栄作記念国連大学協賛財団『国連を改造する—国連機能の強化についての考察と提言』世界の動き社、1986年。
- ・秋道智弥『コモンズの人類学—文化・歴史・生態』人文書院、2004年。
- ・松尾和子、佐藤恵太編著『ドメインネーム紛争』弘文堂、2001年。
- ・杉原高嶺『現代国際法講義（第3版）』有斐閣、2003年。
- ・折笠和文『国際情報論』同文館出版、2003年。
- ・総務省『迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会報告書』2005年。
- ・増田米二『原典情報社会—機会開発者の時代へ』ティービーエス・ブリタニカ、1985年。
- ・足立研幾『オタワプロセス：対地雷禁止レジームの形成』有信堂高文社、2004年。
- ・池島大策『南極条約体制と国際法—領土、資源、環境をめぐる利害の調整』慶應義塾大学出版会、2000年。
- ・田所昌幸『国連財政—予算から見た国連の実情』有斐閣、1996年。
- ・土屋大洋『情報とグローバル・ガバナンス—インターネットから見た国家』慶應義塾大学出版会、2001年。
- ・内田孟男、川原彰編著『グローバル・ガバナンスの理論と政策』中央大学出版部、2004年。
- ・日本インターネット協会編『インターネット白書2003』インプレス、2003年。
- ・日本インターネット協会編『インターネット白書2005』インプレス、2005年。
- ・日本経済団体連合会『第1回インターネット・ガバナンス・フォーラムへの提言～国際連携による安全・安心なインターネット社会の構築に向けて～』2006年。
- ・日本国際連合学会、明石康監修『21世紀の国連における日本の役割』国際書院、2002年。
- ・日本国際連合学会編『21世紀における国連システムの役割と展望』国際書院、2000年。
- ・日本国際連合学会編『グローバル・アクターとしての国連事務局』国際書院、2002年。
- ・日本国際連合学会編『国際社会の新たなる脅威と国連』国際書院、2003年。
- ・日本大学国際関係学部国際関係研究所編「国際関係研究所叢書□ 東アジアの国際協力」芦書房、2002年。
- ・馬橋憲男『国連とNGO』有信堂高文社、1999年。
- ・梅棹忠夫『情報の文明学』中央公論社、1988年。
- ・白井久和、馬場憲男編『新しい国連—冷戦から21世紀へ』有信堂、2004年。
- ・木村忠正、土屋大洋『ネットワーク時代の合意形成』NTT出版、1998年。

・眞鍋俊二『IT時代の外交と市民：グローバル・コミュニティへの歩みのなかで』法律文化社、2001年。

論文、報告書等

- ・ G. Hardin, "The tragedy of the commons" Science, Vol.162, 1968, pp.1243-1248.
- ・ International Telecommunication Union "World Public Sector Report 2003: E-Government at the Crossroads".
- ・ ITU World Telecommunication Development Report(WTDR) 2003.
- ・ J.Weinberg, "ICANN and the Problem of Legitimacy" Duke Law Journal, Vol.50, 2000.
- ・ Milton L. Muellerr, "The Battle over Internet Domain Names: Global or National TLDs?" Itelecommunications Policy, Vol.22, No.2, 1998, pp.89-107.
- ・ Wendy M. Grossman 「ドメインネームをめぐる泥沼化する論争」『日経サイエンス』第30巻、第1号、120頁－123頁。
- ・ Yusuke Mori, "Exclusive interview to Mr. Yoshio Utsumi, Former ITU SG" The Horizon, Vol.2, 2007, pp.3-6.
- ・ 近藤勝則「公共政策の決定過程における Civil Society の役割」菅谷実・金山智子編『ネット時代の社会関係資本形成と市民意識』慶應義塾大学出版会、2007年、155－182頁。
- ・ 土屋大洋「インターネット・コミュニティの変容—社会関係資本と創造性資本による検証」菅谷実・金山智子編『ネット時代の社会関係資本形成と市民意識』慶應義塾大学出版会、2007年、133－153頁。
- ・ 仲矢徹「世界情報社会サミット (WSIS)を振り返って (後編)」『ITU ジャーナル』第37巻、第5号、33－37頁。
- ・ 仲矢徹「世界情報社会サミット (WSIS)を振り返って (前編)」『ITU ジャーナル』第37巻、第4号、42－45頁。
- ・ 加藤久和「環境とグローバル・ガバナンス」『環境情報科学』第31巻、第2号、2－7頁。
- ・ 功刀達郎「市民社会と国連の将来」『軍縮問題資料』第196号、10－15頁。
- ・ 財団法人ハイパーネットワーク社会研究所『平成16年度不正アクセス行為等対策業務(諸外国における情報セキュリティ政策及び技術動向等の調査)』経済産業省委託調査、平成17年。
- ・ 財団法人産業研究所 委託先：財団法人世界平和研究所「情報化が国際関係に及ぼす影響とその対応に関する調査研究」(2000年)
- ・ 三上貴教「国連 NGO の揺籃期とその発展—地球市民の代表者としての適格性に関する基礎研究」『修道法学』第41号、131－155頁。
- ・ 参議院設置、国際問題に関する調査会 「国際問題に関する調査報告 (最終報告)」平成

16年6月2日。<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/ayumi/houkoku/kokusai/kosai04.htm#3-1-7>>

- ・柴田真吾「ミレニアム宣言のための経済社会分野における国連改革 Vol.1&2」『第16回模擬国連会議全日本大会総会本会議議題概説書』（模擬国連委員会・関西模擬国連、2004）
- ・緒方貞子、アマルティア・セン『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003年。
- ・森裕介「Developments in the field of information and telecommunications in the context of international security」『2004年度春学期通常会議 第59会期国連総会第一委員会議題概説書』SFC 模擬国連、2004年。
- ・森裕介「IT政策の国連サミットが閉幕」『政策空間』第29号、16頁。
- ・森裕介「信託統治理事会の可能性—サイバースペース関連政策の国際的調整機関として」『政策空間』第22号、3—4頁。
- ・多摩大学情報社会学研究所『サイバーセキュリティガバナンス□各国社会特性の比較とその影響についての研究調査報告書□』2005年。
- ・太田昌孝「米国が死守したドメイン名の利権」『週刊東洋経済』第5731号、73頁。
- ・土屋大洋「情報とグローバル・ガバナンス」『環境情報科学』第31巻、第2号、25—29頁。
- ・馬橋憲男「グローバル・ガバナンスと NGO 参加--国連を中心に」『NIRA 政策研究』第10巻、第14号、21—25頁。
- ・毛利聡子「地球環境ガバナンスにおける NGO 関与の制度化」『環境情報科学』第31巻、第2号、30—35頁。
- ・輪島達郎「インターネット・コミュニティとデモクラシー—インターネット・コミュニティの『植民地化』をめぐる」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』第11巻、45—57頁。
- ・鈴木淳一「国連経済社会理事会と NGO との協議取決めの改定；グローバルな市民社会の国連への参加」『独協法学』第44号、379—425頁。

ウェブサイト、記事

- ・BELNET <<http://cert.belnet.be/>>
- ・BSI <<http://www.bsi.de/english/index.htm>>
- ・CERT activity <<http://www.cert.org/archive/pdf/CSIRT-services-list.pdf>>
- ・EGC <<http://www.bsi.de/certbund/EGC/index.htm>>
- ・ENISA <<http://www.enisa.eu.int/>>
- ・Europe's Information Society <http://europa.eu.int/information_society/index_en.htm>
- ・First <<http://www.first.org/>>

- Gear, Dan. et al. (2003) Cyber Insecurity: The Cost of Monopoly: How the Dominance of Microsoft's Products Poses a Risk to Security. Computer & Communication Industry Association, <<http://www.ccianet.org/papers/cyberinsecurity.pdf>>
- GOVCERT.NL <<http://www.govcert.nl/index.html>>
- IPA report <<http://www.ipa.go.jp/security/fy12/report/ousyuu-tyousa.pdf>>
- METI Information security report
<http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/press/0004590/0/031010johosecurity.pdf>
- OECD <http://www.oecd.org/home/0,2605,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html>
- Payne, Shirley C. (2001) A Guide to Security Metrics. SANS Institute, <<http://www.sans.org/rr/whitepapers/auditing/55.php>>
- Roy Mark, "U.S. To Keep Control of Internet DNS" , internetnews.com, July. 1, 2005. <<http://www.internetnews.com/bus-news/article.php/3517281>>.
- Roy Mark, "U.S. To Keep Control of Internet DNS" , internetnews.com, July. 1, 2005. <<http://www.internetnews.com/bus-news/article.php/3517281>>.
- TERENA <<http://www.terena.nl/>>
- TF-CSIRT <<http://www.terena.nl/tech/task-forces/tf-csirt/>>
- Trusted <Introducer <http://www.trusted-introducer.nl/index.html>>
- U.S. Department of State Foreign Press Center Media Roundtable, "Governing the Internet" October 6, 2005. <<http://www.state.gov/e/eb/rls/rm/2005/54794.htm>>
- 小久保重信 「猛反発を食らった米 VeriSign の『Site Finder』」 『IT Pro』 2003 年 10 月 10 日 <<http://itpro.nikkeibp.co.jp/members/ITPro/USURA/20031009/1/?ST=system>>
- 日経 BP 社「2005 年 Q1 の世界ドメイン登録, 前年同期比 22% 増の 7690 万件, 米 VeriSign」 『IT Pro』 2005 年 6 月 11 日
<<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/ITPro/USNEWS/20050610/162517/>>.
- 日経 BP 社「米政府が DNS に関する原則の概要を公開, 『今後も TLD の支配権を維持する』」 『IT Pro』 2005 年 7 月 4 日
<<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/ITPro/USNEWS/20050704/163879/>>
- 堀田博文 「今議論の渦中にある ICANN 構造改革とは？」 JPNIC 講演会、2002 年 5 月 23 日 <<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/after/20020523/020523.pdf>>.
- 鈴木淳也 「【トレンド解説】 ICANN の深刻化する状況とは？ — グローバル化と商用化、2 つの大きな波にさらされるインターネット」 『IT Pro』 2004 年 5 月 8 日
<<http://www.atmarkit.co.jp/fnetwork/trend/20040508/icann.html>>